

政策1 協働・文化

～地域とともに生きるまちをつくる～

1-1 市民協働・参画の推進 —市民が協働し、参画するまちをつくります—

□ 施策の目的

市民と市が、それぞれ持っている知恵や力を出し合い、情報を共有しながら一体となって協働によるまちづくりを進めます。

また、市民活動の活性化により、自立性の高い地域社会を実現するとともに、市民活動団体との協働体制を強化することで市民サービスの向上を図ります。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

本市では、「市民が主役のまちづくり」を推進するため、「羽生市まちづくり自治基本条例」を平成22（2010）年4月に施行しました。これに基づき平成24（2012）年3月に策定した「羽生市協働のまちづくり指針」により、「市民参加・市民参画・市民協働」に向けた取組を行っています。

前期基本計画期間中においては、まちづくり自治基本条例の見直しの検討を行うとともに、市職員を対象に条例内容の理解を深めるため、有識者を招いて講義を行いました。

今後は市民活動の活性化を図るため、市民の市政参加意識の醸成や市民活動団体等への支援等を継続します。また、市民参画機会を確保するため、市の附属機関等へ積極的な公募を勧奨し、公募委員採用団体の割合の増加を促進します。

□ 施策の課題

1	「羽生市まちづくり自治基本条例」及び「羽生市協働のまちづくり指針」の周知・実践
2	市民活動団体の育成
3	市民一人ひとりのまちづくりへの参加の促進
4	市民の声を市政に反映させる仕組みづくり

□ 主な取り組み

（1）「羽生市まちづくり自治基本条例」の運用

「羽生市まちづくり自治基本条例」等の見直しの検討や周知を図るとともに、「市民参加・市民参画・市民協働」による住民自治・行政サービスを目指します。

【主な事業】

- 「羽生市まちづくり自治基本条例」の周知
- 市民と行政の適正な役割分担の推進
- 協働によるまちづくり推進事業

(2) 市民活動の活性化

市民活動の活性化を図るため、公共性・公益性があり、自発的に活動を行う団体に対し、設立や育成のための支援を行います。

【主な事業】

- 市民活動応援補助金事業

(3) 市民参画システムの確立と運用

平成28（2016）年1月に策定した「羽生市附属機関等の委員の公募に関する要綱」を運用し、政策形成の段階から市民が参画する機会の充実を継続的に図ります。また、市民座談会や市民意識調査などを実施し、市民の声を市政に反映させます。

【主な事業】

- パブリックコメント制度*の運用
- 各種審議会における公募委員の登用
- 市民座談会の開催
- 市民意識調査・市民アンケートの実施

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3（2021）	R9（2027）
市民活動応援補助金の交付団体数（団体）	市民活動応援補助金の交付団体数の累計	84	102
羽生市附属機関のうち、公募委員を採用している団体の割合（％）	公募委員採用団体数／附属機関数（公募になじまないものを除く）	43.3	100.0

市民の役割

- ・自らの発言や行動に責任を持ち、まちづくりに積極的に参画することが望まれます。
- ・市民活動やボランティア活動に積極的に参加することが望まれます。

関係計画等

- ・羽生市まちづくり自治基本条例（平成22（2010）年度施行）
- ・羽生市協働のまちづくり指針（平成23（2011）年度策定）
- ・羽生市附属機関等の委員の公募に関する要綱（平成27（2015）年度策定）

1-2 コミュニティ支援 ー地域が自立するまちをつくりますー

□ 施策の目的

自治会や地域協議会*が、地域活動を主体的に展開しながら、地域のことは地域で解決できる体制をつくります。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

近年、少子高齢化、核家族化や単身世帯の増加及び市民の価値観や生活形態の多様化などにより、自治会への加入率の低下や地域活動への参加意識の希薄化が顕著になっています。また、自治会構成員の高齢化もあり、地域のコミュニティ機能は低下しつつあります。

そうした中、本市では、地域コミュニティの中心である自治会に加えて、その自治会の役割を補完するものとして、公民館単位で設立されている地域協議会の活動を支援し、地域のことは地域で解決できる体制づくりを推進しています。

しかしながら、令和2（2020）年1月からの新型コロナウイルス感染症の流行により活動が制限され、多くの事業の中止や延期等を余儀なくされました。

また、小中学校の適正規模・適正配置を推進していくことで、地域コミュニティの希薄化が懸念されます。

更に、言葉や文化、習慣の違う外国人が地域に馴染めない状況も見られることから、今後は外国人住民の参画を得て、地域の交流を促進していく必要があります。

前期基本計画期間中においては、自治会連合会やコミュニティ協議会*の活動、コミュニティ施設の修繕等に支援を行うとともに、外国人住民に対して市のホームページや広報誌の外国語対応を行うなど、多文化の共生を図ってきました。

災害時の対応など、共助の観点からも自治会活動の重要性はますます高まっていくことが予想されることから、自治会への支援やコミュニティ施設の充実等、継続的な支援が求められます。また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を生かし、今後の計画や事業を柔軟に立案・実施していく必要があります。

□ 施策の課題

1	地域コミュニティ機能の向上・強化
2	地域のことは地域で解決できる体制づくり
3	コミュニティ活動拠点の整備
4	外国人住民の地域での交流促進

■ 主な取り組み

（1）自治会等への支援

自治会が地域コミュニティ形成の核となるよう、自治会の自立や活性化のための支援を行います。

また、「地域のことは地域で解決できるまち」の実現に向け、自治会の役割を補完する地域協議会が地域の特性を生かし、課題を解決するために行う事業等を支援します。

【主な事業】

- 自治会等活動支援事業
- 自治会への加入促進
- 地域協議会支援事業

（2）コミュニティ協議会への支援

住みよい地域社会を実現するため、コミュニティづくりを広く市民運動として推進することを目的に設立されたコミュニティ協議会が行う各種事業を支援します。

【主な事業】

- コミュニティ協議会支援事業

（3）コミュニティ施設の充実

市民の積極的な地域活動を支援するとともに、自治会活動がしやすい環境を保つため、その拠点となる地域活動センター*や自治会集会所などのコミュニティ施設を整備・充実させ、利用促進を図ります。

また、住民票の交付などの住民サービスや地域の相談窓口となるよう、地域活動センターの機能を充実させます。

【主な事業】

- 地域活動センター運営事業
- 自治会集会所整備事業費補助金交付事業

（4）多文化の共生

外国人住民に対する様々な情報発信や生活支援、交流支援の充実を図り、外国人住民が地域の一員として安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

また、市役所においても外国人住民が気軽に相談できる体制をつくります。

【主な事業】

- 外国人住民に関わる交流支援事業
- 外国語での情報提供
- 外国人住民の相談体制の充実

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3（2021）	R9（2027）
自治会加入世帯割合（％）	加入世帯数／全世帯数	71.1	72.0
自治会などの集まりや行事に参加している割合（％）	市民アンケート・市民意識調査により、「参加していない」を除いた割合	58.7 (R4現在値)	65.0

市民の役割

- ・自分の地域に愛着を感じ、地域の活動に関心を持つことが望まれます。
- ・自治会をはじめとする地域団体や公民館、学校などの活動に、家族や友人と共に参加することが望まれます。
- ・互いの文化を認め合い、外国人住民との交流や地域生活における支援が望まれます。

関係計画等

- ・羽生市まちづくり自治基本条例（平成22（2010）年度施行）
- ・羽生市協働のまちづくり指針（平成23（2011）年度策定）



自治会長スキルアップ研修会

1-3 都市交流・国際交流の推進 —多様な交流が行われるまちをつくります—

■ 施策の目的

国内外の都市との交流を図り、他の都市の歴史・文化などへの理解を深めます。また、本市や日本の情報を発信することで相互理解を深め、グローバル社会*の中で国際人としての市民の自覚を促し、他の都市の人々との交流を推進します。

■ 関連するSDGs



■ 施策の現状

本市は社会経済や文化のグローバル化が進む中、姉妹都市*や友好都市*との相互交流や、市民への情報発信、交流都市への本市の紹介などを行っています。

海外の都市については、姉妹都市であるフィリピン共和国バギオ市やベルギー王国デュルビューイ市との間で、青少年などが相互交流を行い友好を深めています。またアメリカ合衆国ミルブレイ市とは、本市の市民団体が訪問するほか、中学校同士での交流を行うなど、国際理解を深める教育にも生かされています。

今後も市民が参加する国際交流事業を充実させ、市民レベルで事業を進めるための国際交流協会への支援や、青少年の国際理解を高めるための交流活動を継続して実施していきます。また、国際交流市民の会による外国人への日本語教室やイベントを通じ、本市や日本文化の紹介などを行っています。

国内の友好都市である福島県金山町とは、これまでも幅広い市民が相互のイベント等へ参加しています。また、山梨県富士河口湖町とは観光・経済交流協定都市*として、観光等での訪問や特産品のPR・販売など、産業振興面での交流にも努めています。

前期計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の影響により人的交流が一時的に止まってしまいましたが、今後も交流を継続し、姉妹都市等の情報発信を強化していく必要があります。

■ 施策の課題

1	市民の力を核とした市民が主役の交流の推進
2	姉妹都市・友好都市等との交流

■ 主な取り組み

（１）市民主導型の国際交流の推進

国際交流協会や国際交流市民の会をはじめとする市民活動団体や教育機関などとも連携し、市民が主体となって実施する国際交流活動の支援等を行います。

【主な事業】

- 国際交流団体の活動支援
- 外国人向け日本語講座の開催支援
- 外国人との交流イベント等の開催支援

（２）姉妹都市・友好都市等との交流

フィリピン共和国バギオ市との青少年の相互交流や、ベルギー王国デュルビューイ市及びアメリカ合衆国ミルブレイ市との交流事業を推進するとともに、ALT*（外国語指導助手）等への人材活用を図ります。

福島県金山町及び山梨県富士河口湖町とはイベント参加や文化、観光・経済面での交流を推進するとともに、災害時の相互応援体制を継続します。

また、交流都市に関する情報を広く市民に提供するとともに、交流都市へも本市の情報を提供します。

【主な事業】

- 姉妹都市との交流事業
- 友好都市との交流事業
- 交流都市に関する情報発信

■ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3（2021）	R9（2027）
国際交流イベント参加者数（人）	市が関わるイベント等への参加者数	※36	580
友好都市、観光・経済交流協定都市間相互交流回数（回）	金山町、富士河口湖町との相互交流	※2	13
交流都市に関する情報発信回数（回）	広報・ホームページでの情報発信回数	4	6

■ 市民の役割

- ・外国人と積極的に交流することが望まれます。
- ・他の都市の文化や生活習慣などの違いを学ぶことが望まれます。
- ・姉妹都市や友好都市等との交流が望まれます。

1-4 文化の継承・振興 —豊かな文化を伝え、創造するまちをつくります—

□ 施策の目的

本市にかかわる歴史・伝統・文化を正しく理解し、次世代に継承していくとともに文化の振興を図り、市民の心豊かな生活を実現します。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

人口減少や高齢化などを背景に文化財の滅失や紛失等の防止が喫緊の課題となっており、地域の歴史や文化を物語る文化財を把握し、適切な保護へとつなげていく必要があります。

現在、国・県・市の指定を受けている文化財については、所有者や管理者へ管理手数料を支給するとともに、説明板を設置し、保護に努めています。

また、社寺調査などの記録作成や郷土資料の整理も継続的に行い、埋蔵文化財*についても適切な保護に努めています。更に、獅子舞をはじめとする郷土芸能については、郷土芸能発表会を開催し、文化の継承につながる機会を提供しています。

国指定天然記念物「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」に生育するムジナモは順調に繁茂しており、埼玉県レッドデータブック「野生絶滅」*からの脱却を目指しています。

市民の自主的な文化活動を後押しするため、羽生市文化祭及び舞台芸能発表会の開催支援や、産業文化ホール指定管理者による自主事業を実施し、令和2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症の流行に対応した文化芸術の鑑賞機会と文化芸術活動、文化創造活動の場を提供しています。

引き続き令和2（2020）年3月に策定した「羽生市文化芸術振興計画」に基づき、様々な分野において市民が自ら創造的な芸術・文化活動に取り組んでいけるよう、文化芸術活動を推進していきます。

□ 施策の課題

1	文化財の調査と研究の推進
2	文化財の保存と活用の推進
3	市民の文化活動の充実
4	文化活動拠点の整備
5	ムジナモの保護

■ 主な取り組み

（１）文化財調査の充実

失われつつある地域の貴重な資料や文化財を発掘するための基礎調査を進め、地域の歴史や文化を理解する上で貴重と考えられるものについては、詳細調査を実施し、文化財指定へとつなげます。

また、開発行為に伴う発掘調査や遺跡の保存目的の発掘調査などの埋蔵文化財調査を充実させます。

これらの調査の成果は、展示・講演・報告書等により公表することで、市民への還元を図ります。

また、郷土資料館では、市内の社寺が所蔵する資料の調査を行い、貴重な文化財の保存と活用を進めます。

【主な事業】

- 地域史発掘事業
- 埋蔵文化財・地誌・社寺調査
- 企画展等の開催

（２）適切な文化財の保存

指定文化財を次世代へ継承するため、適切な維持・管理を推進します。

また、文化財の持つ価値や魅力を発信するとともに活用し、文化財保護への理解と協力を得るため、普及・啓発活動を実施します。更に、子どもたちに郷土芸能に接する機会を提供し、郷土芸能の継承を促します。

郷土資料館では、先人が残した文化遺産を調査・収集・整理・保存し、後世に引き継ぎます。また、郷土への誇りと愛着心を育む学びの場を提供します。

【主な事業】

- 文化財保存管理事業
- 文化財保護、普及・啓発・活用事業
- 子ども郷土芸能入門教室事業
- 企画展等の開催

（３）文化活動への支援

「羽生市文化芸術振興計画」に基づき、様々な分野において市民が自ら創造的な芸術・文化活動に取り組んでいけるよう、年齢・性別・ライフスタイル*などに応じた文化芸術の鑑賞機会と文化芸術活動、文化創造活動の場を提供します。

また、文化芸術活動の各種講座等の受講者が中心となって、地域での様々な文化芸術活動に取り組める環境づくりを進めます。

【主な事業】

- 市民文化祭事業
- 文化的事業の開催
- 各種講座の開講

(4) 文化施設の充実

産業文化ホールについて、計画的に維持管理するとともに指定管理者制度*を活用することで、市民の文化活動の拠点として充実させます。

郷土資料館では、郷土に残された歴史的・文化的資料を後世に伝えるため、収蔵施設を適切な環境に保つための整備を行います。

【主な事業】

- 施設の基盤整備
- 収蔵施設の充実

(5) ムジナモの生育環境の整備と自生地の活用

平成27(2015)年3月に策定した「宝蔵寺沼ムジナモ自生地保存管理計画」に基づき、羽生市ムジナモ保存会等と連携・協力して、自生地内のムジナモの野生復帰と保護の継承に取り組めます。

また、自生地内はムジナモだけではなく希少生物の宝庫でもあることから、現地見学会などの学習機会を提供し、普及・啓発を図ります。

【主な事業】

- ムジナモ自生地植生回復事業
- ムジナモ自生地普及事業

目標指標

指標名(単位)	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
「文化財の保存及び活用に関する計画」の策定件数(件)	策定件数の累計	3	4
文化の継承・振興につながる事業数(件)	産業文化ホール自主事業数	10	10
宝蔵寺沼現地見学会の開催回数(回/年)		4	8

市民の役割

- ・郷土の歴史・文化について、理解を深めることが望まれます。
- ・文化財の保存や管理に協力することが望まれます。
- ・郷土に残された文化的・歴史的資料の調査・保存に対する協力が望まれます。

関係計画等

- ・宝蔵寺沼ムジナモ自生地保存管理計画(平成27(2015)年3月策定)
- ・史跡永明寺古墳保存活用計画(令和2(2020)年5月策定)
- ・羽生市文化芸術振興計画(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)
- ・第3次羽生市環境基本計画(令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)



宮御輿の渡御（市指定無形民俗文化財）



獅子舞（市指定無形民俗文化財）

1-5 人権施策の推進 —誰もが尊重されるまちをつくります—

□ 施策の目的

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、差別されず、多様性を認め、共に支え合いながら生きがいのある人生を送ることができるよう、人権が確立・擁護された明るい社会を実現します。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

本市では、令和2（2020）年に人権教育・啓発を推進する指針として、「羽生市人権施策推進基本方針」と「羽生市人権教育基本方針」を策定し、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）など、様々な人権課題を解決するため、地域や企業、学校等と一体となって、各種施策を推進しています。

特に同和問題（部落差別）については、平成28（2016）年12月に施行された「部落差別解消推進法」や令和4（2022）年7月に施行された「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」、また、令和2（2020）年に策定した「同和行政基本方針」、「同和教育基本方針」に基づき、部落差別を解消するために民間運動団体と連携し、地域の実情に応じた事業を展開しています。

前期基本計画期間中には、各種人権問題をテーマにした地域、企業、各種団体等への研修会や北埼玉地区人権フェスティバルを開催し、人権意識の醸成に努めました。

人権相談や生活相談においては、必要に応じ関係機関との連携を図りながら、相談者に対し適切な指導や助言等を行いました。

集会所事業では、5か所の市立集会所（下岩瀬・須影・桑崎・稲子・西新田）において、小・中学生学級、女性学級、高齢者学級等の事業を実施しています。

近年、全国各地でインターネットの匿名性を利用した人権侵害をはじめ、外国人に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）、更には、性的少数者（LGBTQ）や新型コロナウイルス感染症を起因とする偏見や差別など、顕在化する「新たな人権問題」への対応が求められています。

□ 施策の課題

1	人権教育及び啓発事業の推進
2	相談支援体制の充実
3	各種人権課題の解決に向けた事業の推進
4	地域交流等の促進
5	「新たな人権問題」への対応

■ 主な取り組み

（1）あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権問題を身近な問題として捉え、人権を尊重する意識や態度を身につけるため、地域、学校、家庭、職場等において、学習の機会を提供するとともに人権教育指導者の育成に努めます。また、学校では、児童・生徒の発達段階に応じて、参加体験型学習の人権感覚育成プログラムを活用するなど、人権感覚を養う教育を推進します。

【主な事業】

- 地域・企業・福祉関係者等人権研修会の開催
- 人権教育指導者研修会の開催
- 人権教育研修会の開催
- 人権ポスター・マンガ展の開催

（2）相談支援体制の充実

女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、新たな人権問題等、様々な人権相談に応じるため、人権擁護の観点から、国や県、他市町村、関係機関等と連携協力するとともに研修参加による相談員のスキルアップを図るなど、相談支援体制を充実します。

【主な事業】

- 人権擁護委員による人権相談事業
- 生活相談事業
- 人権に関わる各種相談事業
- 各種教育相談事業

（3）分野別人権施策の推進

女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、性的少数者（LGBTQ）、外国人等の人権課題の解決に向け、市民が各種人権問題を正しく理解し人権を尊重する心を醸成できるよう、各種個別計画等に基づき人権に関わる各種施策を推進します。

いじめ問題については、学校・行政・地域・関係機関等が情報共有及び連携を図り、未然防止や早期解決に向けた取組を推進します。

【主な事業】

- 人権課題別研修会の開催
- いじめの防止等に関わる協議会・審議会運営

(4) 交流の促進

市立集会所を拠点とした文化活動や人権フェスティバルなどの交流活動を通じて、差別意識の解消や人権意識の啓発を図るなど、人権団体と連携しながら地域住民との交流を深めるための事業を推進します。

【主な事業】

- 集会所事業
- 人権フェスティバルの開催

目標指標

指標名(単位)	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
基本的人権が尊重されていると思う割合(%)	市民アンケート・市民意識調査により、「尊重されている」、「どちらかといえば尊重されている」を合わせた割合	67.9	70.0
人権教育・啓発研修会への参加者(人)	地区別研修会・職場等研修会・公民館利用者研修会・人権教育研修会・人権教育指導者研修会の参加延べ人数	※617	2,500
人権教育指導者研修会参加者の理解度(%)	人権教育指導者研修会参加者へのアンケート	89.5	92.5

市民の役割

- ・人権尊重の理念に基づき、人権問題を正しく理解し行動することが望まれます。
- ・人権問題を正しく理解するため、各種人権研修会等へ積極的に参加することが望まれます。
- ・SNS*などによるインターネット上での人権侵害を行わないよう、ルールやマナーなどを正しく理解することが望まれます。

関係計画等

- ・羽生市人権施策推進基本方針(令和2(2020)年度～令和11(2029)年度)
- ・羽生市同和行政基本方針(令和2(2020)年度策定)
- ・羽生市人権教育基本方針(令和2(2020)年度～令和11(2029)年度)
- ・羽生市同和教育基本方針(令和2(2020)年度策定)
- ・羽生市いじめ防止等のための基本的な方針(平成26(2014)年度策定)



人権フェスティバル



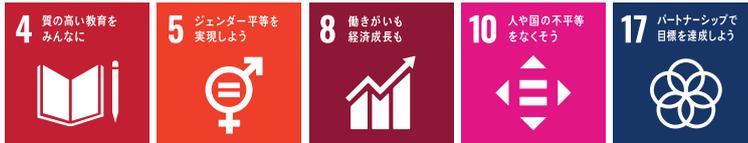
キヤッセ羽生「四季の丘」

1-6 男女共同参画の推進 —男女が共に活躍できるまちをつくります—

□ 施策の目的

女性も男性も共に一人の人間として尊重され、多様性を認め合い、持っている力を十分に発揮できるいきいきとした社会、そして性別によらず活躍できる社会の実現を目指します。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた行動方針として、令和元（2019）年8月に「第3次羽生市男女共同参画基本計画」を策定し、市民や各種団体、事業者等と連携を図り、各種施策を効果的に推進しています。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っており、社会のあらゆる場における男女共同参画の意識啓発が必要です。

また、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、DV*（配偶者等からの暴力）の増加やひとり親世帯等の雇用低迷、経済的な困窮等の問題など、特に女性の生活に大きな影響を与えており、男女共同参画・ジェンダー平等実現の遅れが改めて顕在化しています。

そのため、家庭や職場、地域など、あらゆる場面で男女が固定的な性別役割分担意識に捉われることなく協力し、活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発を図り、市民にとって身近な男女共同参画につながる施策を展開することが必要です。

このことに対し、男女が共に活躍できることを学ぶための学習機会や情報を提供するため、男女共同参画に関する講演会や各種講座の開催、情報紙「みらい」の発行を実施しています。

また、家庭内の問題については、潜在化しがちであるDVや健康、ハラスメント*に関する相談など、内容も多岐にわたっていることから、庁内体制及び関係機関との連携の強化を図る必要があります。

更に、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、仕事と子育て、介護との両立を社会全体で支えていく体制づくりが必要です。

□ 施策の課題

1	個性を認め合う意識づくり
2	あらゆる場面で男女が共に参画できる環境づくり
3	いきいきと働ける環境づくり
4	人権が尊重されDVのないまちづくり

■ 主な取り組み

（1）男女共同参画意識の啓発

固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、多様な生き方を認め合うために、男女共同参画の視点に立った情報提供や学習機会の充実を図ります。

【主な事業】

- 男女共同参画情報紙「みらい」の発行
- 女と男ひとひとのフォーラムの開催
- 男女共同参画パネル展

（2）各種審議会等への登用促進

市の政策や方針を決定する過程への女性の参画を促進するため、審議会等委員の公募拡大や専門的知識を持つ「女性人材リスト」を活用し、審議会等への女性の登用を図ります。

【主な事業】

- 審議会等委員の公募拡大
- 女性人材リストの周知・活用

（3）女性活躍の推進

女性の起業やキャリアアップ、再就職等を支援するための情報や学習機会を提供します。また、女性の就労を支援するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労に必要な情報を提供します。

【主な事業】

- 各種資格取得講座の開催
- 再就職準備セミナーの開催
- ふるさとハローワーク*との連携

（4）DV防止推進体制の充実

DVの根絶に向けて、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関が連携して被害者の安全確保と自立に向けた支援を行います。

また、誰もが暴力の被害者、加害者、傍観者とならないための意識啓発を行います。

【主な事業】

- 女性相談事業
- DV被害者等支援事業
- DV防止啓発事業

目標指標

指標名(単位)	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
審議会等における女性委員の割合(%)	女性委員数/審議会等の委員数	31.3	40.0
固定的な役割分担に賛同しない人の割合(%)	市民アンケート・市民意識調査により、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そうは思わない」、「どちらかといえばそうは思わない」を合わせた割合	76.6	80.0
身の回りの男女の地位は平等と感じている人の割合(%)	市民アンケート・市民意識調査により、「平等である」という考え方の割合	12.1	30.0

市民の役割

- ・男女ともに、固定的な性別役割分担意識に捉われず、多様な生き方を認め合うことが望まれます。
- ・DV(配偶者等への暴力)は、決して許されないと認識を持つことが望まれます。
- ・家庭や職場、地域等において、女性の活躍を支援することが望まれます。

関係計画等

- ・第3次羽生市男女共同参画基本計画(令和元(2019)年度～令和10(2028)年度)